

商標法施行細則

2012 年 7 月 1 日施行

第一章 総則

第1条

本細則は商標法(以下、本法という)第 110 条の規定によりこれを定める。

第2条

本法及び本細則に基づいて提出する出願は、本法第 13 条の規定する電子方式で行う場合を除き、書面で提出するものとし、かつ、出願人が署名又は捺印しなければならない。商標代理人に委任するときは、代理人の署名又は捺印のみによることができる。商標専門機関が出願人の身分または資格を審査するため、出願人に身分証明書、法人設立証明書又は他の資格証明書類を提出するよう通知することができる。

前項の書面による出願の書式及び部数は、商標専門機関が定める。

第3条

商標の出願及び商標に関連する書類については中国語を使用しなければならない。証明文書が外国語の場合、商標専門機関が必要とみなすときは、中国語の翻訳文または抄訳を提出するよう通知することができる。

第4条

本法及び本細則に定める証明書類は、原本又は正本とする。ただし、次に掲げる事項の一に該当する場合は、副本をもってこれに代えることができる。

- 一、原本又は正本をすでに商標専門機関に提出しており、かつ、原本又は正本に付された案件番号を記載している場合。
- 二、当事者が副本について原本又は正本と同一であることを釈明した場合。商標専門機関が副本の真実性を検査するため、当事者に原本または正本を提出するよう通知することができ、かつ、誤りのないことを確認してから返却するものとする。

前項第二号の規定は、優先権及び展覧会による優先権証明書には適用しない。

第5条

商標代理人へ委任するときは、代理の権限を明記した委任状を提出しなければならない。

前項の委任は、現在または将来において、1 又は 2 以上の商標出願、変更、異議申立、無効審判請求、取消審判請求及びその他の関連手続について、これを行うことができる。

代理人の権限の変更は、書面をもって商標専門機関へ通知しなければ、商標専門機関に対して効力が生じないものとする。

代理人の送達場所の変更については、書面をもって商標専門機関に通知しなければならない。

第6条

代理人は、受任の権限内で一切の行為を行う権利を有する。ただし、代理人の選任及び解任、出願若しくは登録を指定する商品又は役務の縮減、商標取り下げの申請又は商標権放棄については、特別委任を受けていなければ、これを行うことができない。

第7条

本法第 8 条第一項に記載した期限が来ても補正していないとは、指定期間内に補正していない又は指定期間内に補正を行ったが不備がある場合をいう。

第 8 条

本法及び本規則に基づき指定する期間は、第 34 条の規定を除き、指定期限前に理由及び延長する期間を明記して、商標専門機関へ延長を申請することができる。

第 9 条

本法第 8 条第 2 項の規定により原状回復を申請するときは、期限遅延の原因及びその消滅日を明記し、証明書類を添付しなければならない。

第 10 条

商標登録原簿には次に掲げる項目を記載しなければならない。

1. 商標登録番号及び登録公告日。
2. 商標出願番号及び出願日。
3. 商標権者の氏名及び名称、住所、居所又は営業場所。商標権者が国内に住所、居所又は営業所が無い場合、その国籍又は地区。
4. 商標代理人。
5. 商標の種類、形態、色彩又は白黒の図案。
6. 商標の名称、商標図案及び商標の描写。
7. 使用を指定する商品又は役務の区分及び名称。
8. 優先権日及び出願を受理した国又は世界貿易機関の加盟国。展覧会による優先権日及び展覧会の名称。
9. 本法第 29 条第二項及び第三項、第 30 条第一項第十号から第十五号但書まで及び第四項の記載。
10. 商標登録の変更及び訂正事項。
11. 商標権の更新登録は商標権の期限日までとする。一部商品又は役務の更新を登録するときは、更新登録する商品又は役務及びその区分。
12. 商標権の分割では、原商標の登録原簿に分割後の各登録商標の登録番号を記載しなければならない。分割後の商標の登録原簿には原商標の登録番号及びその登録原簿の記載事項を記載しなければならない。
13. 一部減縮する商品又は役務の区分及び名称。
14. 商標権の承継者の氏名又は名称、住所、居所又は営業場所及びその商標代理人。
15. 使用権者の氏名又は名称。専用使用権又は非専用使用権。ライセンス開始日、終止日があるときはその終止日。ライセンスの対象となる商品又は役務及び区分。ライセンスの対象となる地域。サブライセンスも同様である。
16. 質権者の氏名又は名称及び担保債権額。
17. 商標ライセンス、サブライセンス、質権の変更事項。
18. ライセンス、サブライセンスの取消及び質権の消滅。
19. 商標の登録取消又は撤回、及びその法的依拠。一部商品又は役務の登録取消又は撤回、その区分及び名称。
20. 商標権の放棄又は消滅。
21. 裁判所からの強制執行、行政執行の通知又は破産手続事項。
22. その他の商標関連の権利及び法令に定められた一切の事項。

第 11 条

商標登録原簿の記載項目は商標公報に掲載しなければならない。

第 12 条

商標登録を出願するときは、願書に商標の種類及び形態を声明し、次に掲げる項目を明記しなければならない。

1. 出願人の氏名又は名称、住所、居所又は営業場所、国籍又は地域。代表者がいるときはその氏名又は名称。
2. 商標代理人に委任するときは、その氏名及び住所、居所又は営業場所。
3. 商標の名称。
4. 商標図案。
5. 使用を指定する商品又は役務の区分及び名称。
6. 商標図案に外国語を含むときはその言語別及びその意味。
7. 商標描写を提供しなければならないときはその商標の描写。
8. 本法第 20 条により優先権を主張するときは、最初に出願した際の出願日、その出願を受理した国又は世界貿易機関の加盟国及び出願案件番号。
9. 本法第 21 条により、展覧会による優先権を主張するときは、最初に展示した日付及び展覧会の名称。
10. 本法第 29 条第三項又は第 30 条第四項に規定する状況に該当するときは、不専用声明。

第 13 条

商標登録の出願に添付する商標図案は、商標専門機関が公告した様式に合致しなければならない。商標専門機関が必要とみなすときは、出願人に通知して商標の描写及び商標見本を添付させ、商標図案の審査の助けとすることができる。

商標図案は、点線を付して商標が指定商品又は役務に使用される方法、配置又は内容を表示し、かつ、商標の描写において説明することができる。該点線部分は商標の一部に属さない。

前述の商標の描写とは、商標本体及びそれが使用される商品又は役務の状況に対してなされる関連の説明をいう。

前述の商標見本とは、商標本体の見本又は商標を保存した電子媒体をいう。

第 14 条

商標をカラーで出願するときは、商標図案に商標の色を表示しなければならず、並びに点線で色が指定商品又は役務に使用される方法、配置又は状況を表示することができる。

出願人は商標の描写を提供して、色及び指定商品又は役務に使用される状況を説明しなければならない。

第 15 条

立体商標の出願をするときは、商標図案は立体形状を表示する透視図とし、当該透視図は 6 個を限度とする。

前項の商標図案は、点線を付して、立体形状が指定商品又は役務に使用される方法、位置又は状況を表示することができる。

出願人は商標の描写を提供して、立体形状を説明しなければならない。又、商標が立体形状以外で構成されている部分も説明しなければならない。

第 16 条

動態商標を出願するときは、商標図案は動的画像の変化過程を表示する静止画像で表示しなければならず、当該静止画像は 6 個を限度とする。

出願人は商標の描写を提供して、順を追って動画的画像の連続的な変化過程を説明し、かつ、商標専門機関が公告した様式に符合致する電子媒体を添付しなければならない。

第 17 条

ホログラム商標を出願するときは、商標図案はホログラムを表示する透視図とし、該透視図は4個を限度とする。

出願人は商標の描写を提供して、ホログラムを説明しなければならない。視覚差によって異なる画像が生じる場合は、その変化の状況を説明しなければならない。

第 18 条

音の商標を出願するときは、商標図案はその音の五線譜又は数字譜を表示するものでなければならない。五線譜又は数字譜でその音を表示できないときは、商標図案は音を文字で説明する。

前項の商標図案が五線譜又は数字譜のとき、出願人は商標の描写を提供しなければならない。

音の商標を出願するときは、商標専門機関が公告した様式に合致する電子媒体を添付しなければならない。

第 19 条

商標登録の出願は、商品及び役務の分類表（詳細については附則参照）における類別に従って商品又は役務の区分を指定しなければならない。かつ、商品又は役務の名称を具体的に列記しなければならない。

商品及び役務の分類表が改正される前に登録された商標に関しては、商標の指定商品又は役務の類別は、登録された類別を基準とする。登録されていない商標について、指定商品又は役務の類別は、出願時に指定された類別を基準とする。

第 20 条

本法第 20 条第一項に定める 6 ヶ月とは、中華民国と優先権を相互に承認する国又は世界貿易機関の加盟国において最初に出願した日の翌日から起算し、本法第 19 条第二項に規定する出願日までとする。

第 21 条

本法第 21 条の規定に基づき、展覧会による優先権の主張をする場合、展覧会主催者が交付する展覧会参加証明書類を提出しなければならない。

前項の展覧会参加証明書類は次に掲げる項目を含む。

1. 展覧会の名称、場所、主催者の名称及び商品又は役務の最初の出展日。
2. 展覧会参加者の氏名又は名称及び展示した商品又は役務の名称。
3. 商品又は役務を展示した際の写真、カタログ、宣伝用パンフレット又はその他について、展示内容を証明するに足る書類。

第 22 条

本法第 21 条の規定に基づく展覧会による優先権の主張は、その商品又は役務を出展した日から 6 ヶ月とし、第 20 条の規定を準用する。

第 23 条

本法第 22 条に基づいて、各出願人の間で協議が必要とされる場合、商標専門機関は、適切な期限を指定して、各出願人に通知しなければならない。指定期限内に合意が成立しなかった場合、商標専門機関は、期日及び場所を指定して、各出願人に抽選によって決定するよう通知しなければならない。

第24条

本法第23条の但書に記載した実質的な変更でない商標図案とは、次に掲げる状況の一をいう。

1. 識別性を具備しない又は公衆に商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれのあるものを削除する。
2. 商品の重量又は成分の表示、代理業者又は卸売業者の電話番号、住所、居所又はその他の純粋なデータ性の項目を削除する。
3. 国際的な慣用商標又は登録表示を削除する。
4. 商標に属さない部分を点線に改めて表示する。

前項第一号に規定する状況において、原商標図案が変わっても、消費者に供給元が同一であると識別させるときは、これを適用しない。

第25条

本法第24条の規定により、商標出願に係わる項目について変更申請をするときは、変更の証拠を添付した申請書を提出しなければならない。ただし、その変更が書類による証明を必要としないときは、提出を免除する。

前項の申請は、商標ごとに申請しなければならない。ただし、同一申請人が二以上の商標について、その変更項目が同一であるときは、一変更案件を申請するときに同時に申請することができる。

第26条

本法第25条の規定により、商標出願事項に係る訂正において、商標専門機関は証明書の確認が必要とみなすときは、出願人に対し関連する証拠を添付するよう要求することができる。

第27条

商標出願を分割申請するときは、分割件数及び分割後の各商標の指定商品又は役務を明記し、かつ、分割件数に応じて分割申請書の副本及びその商標登録に関する書類を添付した申請書を提出しなければならない。

分割後の各出願案件に係わる指定商品又は役務は重複してはならず、かつ、原出願案件が指定する商品又は役務の範囲を超えてはならない。

登録査定後で、かつ、商標登録の公告前に分割を申請する場合、商標専門機関は、申請人が登録料を納付し、かつ、商標登録が公告されてから、商標権の分割手続を行わなければならない。

第28条

本法第27条の規定により、商標出願から生じる権利の譲渡において、出願人の名義を変更する場合、譲渡契約書又はその他譲渡を証明する書類を添付した申請書を提出しなければならない。

前項の申請は、商標ごとにそれぞれ申請しなければならない。ただし、権利を継承する者が同一の出願人から二以上の商標出願権を取得するときは、一つの変更申請案件で同時に申請することができる。

第29条

登録商標の出願人が、本法第29条第二項の規定による、取引上ですでに出願人の商品又は役務を識別する標識となっている場合は、関連する証明を提出しなければならない。

第30条

本法第30条第一項第十号の但書に記載する明らかに不当なものとは、次に掲げる状況をいう。

1. 商標出願が、先に登録された商標又は先に出願された商標と同一であり、しかも、同一商品又は

役務に使用する場合。

2. 商標出願が裁判所によって禁止処分された場合。
3. その他、商標専門機関が明らかに不当な状況と認める場合。

第 31 条

本法に記載する「著名」とは、関係する企業又は消費者に広く認識されており、それを証明するに足る客観的な証拠があるものをいう。

第 32 条

本法第 30 条第一項第十四号に記載する「法人、商号又はその他の団体の名称」とは、特別に名付けた名称をいう。

第 33 条

他人が本法第 30 条第一項第十号から第十五号までの各号の但書の規定に基づき登録することに同意し、その後、本人が出願した商標に本法第 30 条第一項第十号に規定された状況がある場合は、依然として該号の但書の規定に基づき該他人の同意を得てから登録することができる。

第 34 条

本法第 31 条第二項に規定する、期限を定めて行う意見陳述の期間は、出願人が中華国内に住所、居所又は営業場所を有するときは一ヶ月、住所、居所又は営業場所を有していないときは二ヶ月とする。

前項の期間は、出願人が理由を記載して延長を申請することができ、申請人が中華国内に住所、居所又は営業場所を有するときは一ヶ月、住所、居所又は営業場所を有していないときは二ヶ月を延長することができる。

前項の意見陳述を行う延長期間について、出願人が延長を再申請した場合、商標専門機関は補正事項、延長理由及び証拠に基づき、延長期間を更に斟酌することができる。その延長の申請に理由が無い場合は、これを受理しないものとする。

第三章 商標権

第 35 条

商標権存続期間の更新を申請するとき、商標権者は、商標が指定する商品又は役務の全部或いは一部を登録する申請書を提出しなければならない。

商標権の存続に対し利害関係がある者は、理由を記載して前項の商標更新期間に申請を提出することができる。

第 36 条

商標権の分割を申請するときは、第 27 条第一項及び第二項の規定を準用する。

商標権の分割が承認された場合、商標専門機関は、分割後の各商標について商標登録証を交付しなければならない。

第 37 条

商標登録に係わる項目の変更又は訂正は、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。

第 38 条

商標ライセンスの登録を申請するときは、商標権者又は使用権者は次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

1. 商標権者及び使用権者の氏名又は名称、住所、居所又は営業場所、国籍または地域。代表者がいる場合はその氏名または名称。
2. 代理人に委任したときは、その氏名及び住所、居所又は営業場所。
3. 商標の登録番号
4. 専用使用権又は非専用使用権。
5. ライセンス開始日。終止日があるときはその終止日。
6. 商品又は役務の一部をライセンスに使用するとき、その類別及び名称。
7. ライセンスを使用する指定地域があるときは、その地域の名称。

使用権者が前項の規定に基づくライセンスの登録申請をするときは、ライセンス契約書又はライセンスを十分に証明できるその他の証明書を提出しなければならない。商標権者が申請するときは、商標専門機関がライセンスの内容を審査するため、前述のライセンス証明書を提出するよう通知することもできる。

前項の申請については、商標ごとにそれぞれ申請しなければならない。ただし、商標権者が二以上の商標を有し、登録に指定する全ての商品又は役務を、同一人に同一の地域で使用することを許諾し、且つライセンス終止日が同一又はライセンス終止日を約定していない場合、一つのライセンス申請で同時に申請することができる。

商標サブライセンス登録を申請するときは、前三項の規定を準用し、本法第 40 条第一項に規定する状況を除き、サブライセンスの権利を有する証明文書を提出しなければならない。

サブライセンスに使用する商品又は役務、期間及び地域は、原許諾範囲を超えてはならない。

第 39 条

商標権の移転登記を申請するときは、移転契約書又はその他移転証明文書を備えた申請書を提出しなければならない。

前項の申請は、商標ごとにそれぞれ申請しなければならない。ただし、権利の継承者が同一の商標権者から二以上の商標権を取得する場合、一つの移転申請で同時に申請することができる。

第 40 条

商標権における質権設定、移転又は消滅の登録を申請するとき、商標権者又は質権者は、登録事項により以下の書類を備えて申請書を提出しなければならない。

1. 質権設定を登録するときは、質権設定契約書又はその他質権設定を証明する文書。
2. 移転登録を申請するときは、その質権移転を証明する文書。
3. 消滅登録を申請するときは、負債返済証明書、質権者が質権設定取消に同意する証明書類、裁判所の判決書及び判決確定証明書又は裁判所の判決確定と同等の効力を有する証明書類。

質権設定の登録を申請するときは、申請書にその質権が担保する債権額を記載しなければならない。

第 41 条

次に掲げる状況の一に該当する場合、商標権者は申請書に理由を記載し、登録証の更新又は再発行を申請することができる。

1. 登録証の記載項目の変更。
2. 登録証の劣化又は毀損。
3. 登録証の滅失又は遺失。

前項の規定により商標登録証の再交付又は更新時には、原商標登録証は公告廃止としなければならない。

第 42 条

異議申立に関する事実及び理由が不明確又は不十分な場合、商標専門機関は、異議申立人に対し期限を指定して補正するよう通知することができる。

異議申立人は、商標登録が公告されてから 3 ヶ月以内において、主張する事実及び理由を変更又は追加することができる。

第 43 条

商標権者又は異議申立人が本法第 49 条第二項の規定により答弁又は意見陳述をするとき、答弁書又は意見陳述書に付属する書類がある場合、副本も該書類に添付しなければならない。

第 44 条

商標権が分割の許可を経て公告された後、分割前の商標登録に対して異議を提起する場合、商標専門機関は、異議申立人に対し、期限を定めて異議申立の対象となる商標を指定して、それぞれ関連する申請書類を添付するよう通知しなければならない、並びに異議申立の対象となる商標を指定した件数に基づき、納付すべき規定料金を再度計算し、規定料金が不足している場合は、追加で納付しなければならない、規定料金が過払いの場合は、異議申立人は証明書を添付して返金を申請することができる。

第 45 条

異議申立の処分前に、異議申立の対象とする商標権について分割請求が許可された場合、商標専門機関は異議申立人に対し、分割されたそれぞれの商標について、期限を指定して異議申立の続行を声明するよう通知しなければならない、期限が過ぎても声明を行わない場合は、異議申立は分割後の全ての商標に対して続行するものとする。

第 46 条

第 42 条第一項、第 43 条から前条までの規定については、審判及び取消案にこれを準用する。

第四章 証明標章、団体標章及び団体商標

第 47 条

証明標章権者が他人の商品又はサービスを証明するとき、監督及び管理の下で、関連する検定能力を有する法人又は団体によって検定又は検証を進行することができる。

第 48 条

証明標章、団体標章及び団体商標は、その性質により本細則の商標に関する規定を準用する。

第五章 附則

第 49 条

商標の登録出願及び商標関連手続きに係る証拠及び物件について、返還を希望するときは、その案件の確定後一ヶ月以内に受領しなければならない。

前項の証拠及び物件について、商標専門機関から期限を指定して受領するよう通知を受けたにもかかわらず、期限が過ぎても受領手続きがなされなかった場合、商標専門機関は職権によりこれを処理することができる。

第 50 条

本細則は公布日から施行する。